医師用

《介護保険利用者に関しての医師からケアマネジャーへの情報提供について》

高齢者が介護保険サービスを利用する時には、ケアマネジャーが居宅(介護予防)サービス計画書を作成します。その際、利用者と関係者による「サービス担当者会議」の開催が必要で、主治医は、「サービス担当者会議」に出席するか文書等により、医療状況や介護保険サービスを利用する上での留意点、介護方法などについて指導・助言することになります。

医療と介護の連絡用紙は、医師とケアマネジャーの連絡を円滑にすることを目的に、前橋市医師会、群馬県介護支援専門員連絡協議会前橋圏域支部・前橋市が共同で作成しました。

『ケアプラン作成支援連絡票(診療情報提供書)』は、「居宅療養管理指導」及び「診療情報提供料(Ⅰ)」の請求のための資料として使用できます。

《 医療と介護の連絡用紙の使用手順 》

①ケアマネジャーから医師に電話等により連絡方法の確認が行われる

⇩

②医師はケアマネジャーから「医療と介護の連絡用紙1～3」を受け取る

1 介護支援専門員から主治医への連絡票
2 情報提供同意書
3 ケアプラン作成支援連絡票(診療情報提供書)

③医師は「ケアプラン作成支援連絡票」を記入し、ケアマネジャーに郵送または直接手渡す

・診療の状況や介護サービスを利用する上での留意点等を記入する。
・サービス担当者会議の出欠等ケアマネジャーへの連絡事項を記入する
・ケアマネジャーに返信する前にコピーをとり、診療録に保管する。

個人情報保護のためFAXは使わないように留意する。

④医師がサービス担当者会議に出席の時

予め返信されている「ケアプラン作成支援連絡票」の情報や、口頭での助言により会議が行われる。

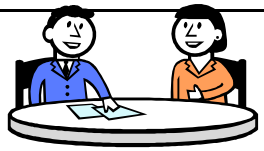

⑤医師がサービス担当者会議欠席の時

関係者が「ケアプラン作成支援連絡票」の情報を参考にして会議を行う。

⑥医師は居宅療養管理指導費または診療情報提供料(Ⅰ)の請求を行う